

## 介護職員初任者研修 修了評価基準

- (1) 福島県介護職員初任者研修事業実施要綱第16条により修了評価をおこなう。
- (2) 修了評価は、当該項目の担当講師がおこなう。  
評価は、A(理解している)、B(概ね理解している)、C(理解不足のところが感じられる)、D(理解不足)の4段階において行い、B以上を合格とする。  
修了時の評価ポイントに示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、必要に応じ補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。
- (3) 修了の認定
  - 1 学則第14条 修了の認定は第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められたものに対して行う。
  - 2 演習の評価においては、実技演習において行った程度の技術を習得しているか否かを担当講師が研修時間内の中で評価し、B以上の合格に達した受講者を認定する。
  - 3 修了評価においては全科目を履修した者に対して筆記試験により1時間以上の筆記試験を行いB以上を合格とし、認定を修了した者には修了証明書を交付する。  
なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない。
  - 4 認定基準(100点満点)  
A=90点以上  
B=80~89点  
C=70~79点  
D=70点未満